

第4章 施策の展開

1 施策の体系

施策の体系は、以下のとおりです。

図表 4-1 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第8期]）計画体系図





2 基本施策

基本理念及び4つの基本目標を踏まえて、市民、事業所・団体の参加と協力のもとに本計画の実現に向け、施策を展開します。

高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止など、できるだけ介護が必要な状態にならないよう健康寿命の延伸に向けた取組を進めるほか、必要なサービスを提供できるよう介護サービス提供基盤の整備を図ることにより、介護保険制度を維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられることを目指します。

なお、令和2年初頭より世界的に感染者の急増をもたらした、新型コロナウイルス感染症の影響により、「新たな日常」「新しい生活様式」の構築が必要となっており、今後も感染拡大が懸念されるなか、感染予防と早期対応、三密を避けるなど安全・防止対策の徹底等の取組を進めつつ、高齢者が安心して外出・社会参加し、自立した健康な生活ができるよう施策に取り組みます。

基本目標1 健康で生きがいに満ちた暮らし

1 健康長寿へのチャレンジ

平成27年の介護保険法の改正に伴い開始した総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を推進し、引き続き、介護事業所に加え、町内福祉村や生きがい事業団等の地域資源を活用することで、要支援者等への訪問介護、通所介護をはじめ、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供します。また、全ての高齢者を対象に、フレイル対策や地域で住民が主体的に運営する通いの場（サロン）の開催支援を実施するほか、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しながら、生活支援の充実や健康増進と介護予防の推進を図ります。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、基本チェックリストにより、支援が必要であると判定された方や要介護認定で要支援と認定された方（以下「要支援者等」といいます。）が対象となる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての方が対象となる「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の方々の日常生活の自立や介護予防について、支援することを目的としています。

【介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス】

要支援者等に対し、自宅を訪問して介護予防に資する支援を行います。

ア 従前の訪問介護相当サービス（地域包括ケア推進課）

事業概要	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、訪問介護事業者の訪問介護員による専門的な身体介護・生活援助を実施します。
本計画実施内容	要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施します。

イ 訪問型サービスA（地域包括ケア推進課）

事業概要	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、事業者による従前の訪問介護相当サービスの基準を緩和した生活援助を実施します。
本計画実施内容	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要としない方に対して訪問介護事業者及び生きがい事業団等が生活援助を実施します。また、当事業においては、一定の研修を受講した無資格者も従事可能であるため、研修等を通して、担い手を養成することを推進することにより、サービスの利用につなげやすい環境を整備します。

ウ 訪問型サービスB（地域包括ケア推進課）

事業概要	自力では困難な行為であるが専門性の必要ない生活援助（ゴミ出しなど）を、ボランティア等による住民主体の自主的な取組により実施します。
本計画実施内容	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要とせず、ボランティアによる支援が適している方に対して、ボランティア団体が生活援助を実施します。また、サービス内容を決定する高齢者よろず相談センターと訪問型サービスBの提供者が滞りなく連携できるよう、支援をすることにより、利用の促進を図ります。

エ 訪問型サービスC（地域包括ケア推進課）

事業概要	体力や日常動作に改善が必要な方で通所が困難な方に対し、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が自宅を訪問し、相談指導を実施します。
本計画実施内容	要支援者等を対象に、高齢者よろず相談センターや市の職員が自宅を訪問し、相談を受けて、短期集中的に専門的な立場から指導を行います。

【介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス】

要支援者等に対し、通所介護施設における生活行為向上のための支援等、通所による介護予防に資する支援を行います。

オ 従前の通所介護相当サービス（地域包括ケア推進課）

事業概要	生活機能向上のための専門的な機能訓練を通所介護施設で実施します。
本計画 実施内容	要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行います。

カ 通所型サービスA（地域包括ケア推進課）

事業概要	現行従前の通所介護相当サービスの基準を緩和した支援を通所介護施設で実施します。
本計画 実施内容	要支援者等のうち、通所介護施設で、専門職による支援が原則として必要ない方に対して、日常生活等を通じた機能訓練を行うことによる支援を行います。

キ 通所型サービスC 健康チャレンジ複合型教室事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	要支援者等を対象に、運動機能の低下、口腔機能の低下、並びに低栄養状態にある、又はそのおそれがある高齢者に対し、短期集中的に複合型プログラムを実施します。
本計画 実施内容	要介護状態にならないためには運動・口腔・栄養のプログラムを一体的に取り組むことが効果的であることから、総合的に健康増進への効果が望める事業を積極的に開催していきます。

【生活支援体制整備事業】

「生活支援・介護予防サービスに関する協議体」「生活支援コーディネートチーム」の設置を通して、互助を基本とした生活支援等の地域の住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。

ク 生活支援・介護予防サービスに関する協議体の設置（地域包括ケア推進課）

事業概要	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、資源開発等を推進します。		
本計画 実施内容	市全域に関する議論の場である第1層協議体と当該地域の課題等について議論をする場である第2層協議体の会議を開催し、介護予防や生活支援に関する課題などを共有します。また、情報の共有、地域ニーズの把握、ネットワーク化等を行い、地域の住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。第2層協議体が設置されていない地区においては、それぞれの地区に働きかけ、設置を促すことを支援します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	協議体開催数 64回	協議体開催数 65回	協議体開催数 67回

ケ 生活支援コーディネート活動（地域包括ケア推進課）

事業概要	資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート活動を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。		
本計画 実施内容	生活支援・介護予防サービスに関する協議体で決定した事項等を実現するために働きかけをする生活支援コーディネートチームの活動を推進するため、研修会を開催する等、必要に応じた支援を行います。また、役割がある形での高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置も検討していきます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	研修会開催数 3回	研修会開催数 3回	研修会開催数 3回

【介護予防ケアマネジメント】

高齢者の方々が、自立して生活できるように、それぞれの状態像に合った介護予防の支援計画の策定などを行います。

コ 介護予防ケアマネジメント（地域包括ケア推進課）

事業概要	要支援者等に対する介護予防ケアマネジメントを行います。
本計画実施内容	高齢者よろず相談センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、利用するサービスを決定します。必要に応じてモニタリングにより、サービス利用者の状態像を把握し、ケアプラン期間終了後に評価を行います。

サ 介護予防ケアマネジメント効果検討事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	介護予防ケアマネジメントに関して効果を検討する場を設け、本市と高齢者よろず相談センターの連携を強化し、利用者に適したサービスとなるよう必要に応じた支援を行います。		
本計画実施内容	各高齢者よろず相談センターからケアプラン等の提出を求め、介護予防ケアマネジメントの内容についてヒアリングする等、検討する場を設けます。各高齢者よろず相談センターに必要に応じた指導を行うとともに、高齢者よろず相談センターからの意見や要望を整理したマニュアルを整備する等、この事業を通して、必要に応じたさまざまな支援を行うことを目指します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延べヒアリング回数 26回	延べヒアリング回数 26回	延べヒアリング回数 26回

（2）地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ

健康チャレンジとは、「要介護状態になることをできる限り防ぐこと、そして要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること」を目指すものであり、若いころから健康増進や生活習慣病予防に努め、高齢者となっても介護予防に継続的に取り組む必要があります。

このため、庁内関係各課で構成する「健康増進・介護予防連携会議」や、令和2年度から全国で実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の体制等において、健康増進と介護予防に関する効果的かつ包括的な事業の連携及び取組について協議します。

【一般介護予防事業】

要介護認定にかかわらず、おおむね 65 歳以上の方を対象に、健康教室の開催や健康相談を実施します。また、地域住民等が開催する通いの場（サロン）を様々な方法で支援します。

ア 健康チャレンジ高齢者把握事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢者よろず相談センター等で基本チェックリストを実施し、それぞれの高齢者に適したサービスや情報を提供することにより、健康増進や閉じこもりの防止につなげます。
本計画 実施内容	関係機関と連携し、事業の周知を図るとともに、基本チェックリストを実施し、対象者に適したサービスや情報提供を行います。

イ 地域リハビリテーション活動支援事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	地域における健康チャレンジの取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。		
本計画 実施内容	専門職や高齢者よろず相談センターなどの要望に対応することで、対象者の重度化の予防や生活の充実に向けた技術支援を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	支援回数 12回	支援回数 12回	支援回数 12回

ウ 健康チャレンジ事業評価事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	学識経験者及び医師会・歯科医師会等から助言を得て、介護予防事業の質の確保・向上の観点で評価します。		
本計画 実施内容	各地域における健康チャレンジ事業の充実状況や高齢者の参加状況等を時系列で取りまとめ、事業の効果等について分析し、さらなる充実につなげます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数 2回	開催回数 2回	開催回数 2回

エ 健康チャレンジ普及啓発事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	医師による高齢者の健康増進に関する講話や、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、認知症地域支援推進員等による相談を行います。また、健康チャレンジを地域で実施するための教室を各専門職の視点で開催します。					
本計画 実施内容	高齢者が日頃から健康増進について関心を持つとともに、知識を身につけることができるよう、健康長寿チャレンジの普及啓発に努めます。地域や団体に向けた各種の教室や講話を開催し、高齢者の健康増進を地域住民が自主的に行うことの大切さを伝えます。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	延べ開催数	15回	延べ開催数	15回	延べ開催数	15回
	延べ参加者数	300人	延べ参加者数	300人	延べ参加者数	300人

オ 健康チャレンジに取り組むための通いの場（サロン）の開催支援
（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	介護予防に取り組むことができるような通いの場（サロン）を運営する住民主体のボランティア団体に補助金を交付することによる支援を行います。					
本計画 実施内容	補助金を交付することによる活動経費の支援に加え、介護予防に関する指導内容等を掲載した「健康チャレンジ教本」を作成し、通いの場の団体に教本を提供することにより、各団体における介護予防活動の効果を高めるとともに教本に沿った介護予防の取組をすることで各団体の活動の主体性を促すことを進めます。また、つながり支援として、デジタル機器を利用した通いの場での連携を実施していきます。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	延べ参加人数	179,000人	延べ参加人数	183,500人	延べ参加人数	189,500人

カ 健康チャレンジリーダー育成事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	健康チャレンジリーダーの養成を通して、主体的に活動を行う地域団体を増加させることを目指します。健康チャレンジリーダーを中心に地域団体が活発に介護予防に資する活動を展開することにより、多くの高齢者へ介護予防活動への参加を促し、健康長寿につなげます。		
本計画実施内容	地域において介護予防活動をするための研修を開催し、普及啓発を図ることにより、当該リーダーを中心に、地域の実情に合わせた組織を構築します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	健康チャレンジリーダー養成者数 20人	健康チャレンジリーダー養成者数 20人	健康チャレンジリーダー養成者数 20人

キ 健康チャレンジ地域活動支援事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	健康チャレンジの取組を地域に根ざすために、身近で気軽に取り組める地域における住民主体の健康増進活動の育成・支援を行います。
本計画実施内容	住民主体の健康チャレンジの取組や内容の向上に向けて、人材の派遣、各種団体が行う教室の紹介などの取組についての情報発信等、活動への支援を行います。ゴム体操等の指導や気軽に健康チャレンジに取り組める機材等を貸し出し、地域で取り組めるような活動を支援します。

ク 健康チャレンジ食生活改善事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	調理実習と食生活を学ぶ教室を組み合わせ、効果的に高齢者の健康に関する知識を高めます。		
本計画実施内容	市内の公民館で調理実習を行うとともに、食生活の知識を高める教室を開催します。調理実習は男性の参加率が低いことから、通常の調理実習だけでなく、男性向けの教室を開催し、男女問わず日常の食生活を通じて健康増進に関する知識を高めるような事業を実施します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	教室開催数 25回 延べ参加者数 400人	教室開催数 25回 延べ参加者数 400人	教室開催数 25回 延べ参加者数 400人

ケ ひらつか元気応援ポイント事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	事業の参加を希望する平塚市在住の65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行っていただき、手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納がない方に交付金などを交付します。			
本計画 実施内容	介護予防及び地域貢献の機会づくりを支援します。事業の周知に力を入れるほか、活動可能な施設種別の範囲を広げ事業受入機関の増加を図り、市内の身近な場所で活動ができる体制を整えることにより、事業登録者数の増加を目指します。また、アンケートや意見交換会を通して把握した事業登録者のニーズを適宜取り入れながら、魅力ある事業にするよう改善を図ります。 介護分野の研修参加や介護周辺業務へのボランティア活動をした若年層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層にポイントを付与し、各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに、介護現場での活躍を支援し、介護人材の拡大を検討します。			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	活動者数 285人	活動者数 310人	活動者数 335人	

コ フレイル対策推進事業（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	多くの高齢者は、健康な状態からフレイルの段階（心身の活力が低下した状態）を経て、要介護状態に陥ると考えられています。しかし、フレイル状態にあっても、その変調に気づくことなく「歳のせい」と見過ごしてしまうことにより、介護予防の支援をすべきタイミングを逃してしまっているという現状があります。そのため、東京大学高齢社会総合研究機構との連携のもと、「栄養・運動・社会参加」をテーマに、フレイルを「知る」「気づく」「予防・改善する」という3つの観点から各種事業を展開することで、自身の状態の見える化を図り、フレイル予防のための行動変容につなげていきます。			
本計画 実施内容	「知る」を促す事業として、市ウェブ上のフレイル専用サイトの充実、フレイル予防セミナーの開催など、広くフレイル予防の普及啓発を図ります。また、「気づく」「予防・改善する」を促す事業として、市役所や公民館等でのフレイルチェック測定会やフレイル改善教室等を開催するほか、その担い手となる市民サポーター「フレイルサポーター」を養成していきます。なお、各事業は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に基づき、各種データを踏まえながら保健事業の視点からの支援と連携し推進していきます。			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	測定会開催数 10回	測定会開催数 10回	測定会開催数 10回	

サ 高齢者のICTを活用したつながり促進事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢者のフレイル状態（虚弱状態）には、身体的フレイル、心理・精神的フレイル、社会的フレイルがあり、中でも、人とのつながりの希薄化などによる社会的フレイルの予防は、特に重要な取組となります。通いの場等の充実によるつながりを促進するだけでなく、外出が困難な場合などでも、自宅でSNSをはじめとするICT技術を活用しながらつながりが保てるよう支援します。		
本計画実施内容	町内福祉村が実施する通いの場（Ⅱ型）を中心に、主にスマートフォンを所持する高齢者に対し、スマートフォンの活用講座等を開催し、情報の収集やグループでの通話等を安全に実施できる方法等を学ぶ機会を提供します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	講座開催数 4回	講座開催数 8回	講座開催数 19回

【壮年期からの生活習慣病予防対策】

若い頃から生活習慣病を予防し健康増進に努めることが、将来の介護予防にもつながります。そのため、壮年期から各種健診や健康教育等を通して健康への関心を高め、生活習慣の改善が図れるように取り組みます。

シ 健康診査等（健康課・保険年金課）

事業概要	生活習慣病やがんの早期発見、早期治療等を目的とした各種健診、保健指導を実施します。
本計画実施内容	特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査、がん検診、成人歯科健診等を実施します。健診等の対象者には、個別通知を行います。

ス 重症化予防事業（保険年金課）

事業概要	各種健康診査等の結果から重症化予防の対象者を把握して、予防のための保健指導等を実施します。
本計画実施内容	糖尿病性腎症重症化予防のための病診連携を実施します。また、糖尿病及び高血圧の重症化予防教室や保健指導を実施します。

セ 介護予防と連携した保健事業（保険年金課・地域包括ケア推進課）

事業概要	健康診査等の分析結果から把握した健康課題や高齢期の体の特性等、フレイル状態等を把握し、身近な場所で健康づくりへの参加や適切な医療サービス等につながるよう、地域の間等で普及啓発や情報提供等を行い、疾病の予防に努めます。
本計画 実施内容	地域の間等を活用し健康情報の発信と普及啓発、必要な方への受診勧奨等を行います。

ソ 健康相談（健康課）

事業概要	生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図ることを目的とした健康相談を実施します。
本計画 実施内容	保健師、管理栄養士などが来所及び電話等にて個別相談を実施します。

タ 健康教育（健康課）

事業概要	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持増進を目的として、健康教育を実施します。
本計画 実施内容	生活習慣病予防を目的として、専門医による健康講話、運動や食生活改善等に関する集団健康教育を実施します。がんへの知識の啓発を目的として、パソコンやスマートフォンなどから気軽にアクセスできるがん検診チェックサイトの普及を進めます。

チ 地区組織活動・健康づくり推進事業・栄養改善指導事業（健康課）

事業概要	地域の健康づくり活動を推進するための担い手を養成し運動・休養・食生活等に関する様々な事業を実施します。
本計画 実施内容	公募による講座を実施し、地域の健康づくりの担い手である健康推進員及び食生活改善推進員を養成します。講座修了後は、平塚市健康推進員連絡協議会、平塚市食生活改善推進団体に加入して、市から委託された運動、休養、食生活等に関する様々な事業を実施します。市は育成講座を実施し、各推進員への情報提供や技術向上等を支援します。

※ シ及びスについては、平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画(第3期)「データヘルス計画」により進捗管理を行います。

※ ソ〜チについては、平塚市健康増進計画(第2期)により進捗管理を行います。

2 生涯現役社会における生きがいつくりの推進

年齢に関わりなく公正な職務能力評価により働き続けられる「エイジレス社会」の実現に向けて、多様な技術・経験を有し就労意欲がある高齢者に対する就業機会の創出に向け取り組みます。また、高齢者の生活の質の向上に向けて、ボランティア等の地域での活動や、余暇活動及び地域貢献活動を支援することにより、高齢者が生きがいを持ち社会で活躍できる機会を創出します。

(1) 地域における高齢者の生きがい・健康づくり

高齢者が増えていく中で、地域社会の担い手として期待されているゆめクラブの活動のほか、地域におけるボランティア活動等に対し支援を行い、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。

ア ゆめクラブへの支援（高齢福祉課）

事業概要	ゆめクラブ湘南平塚と連携し、高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送る機会の一つとして活動を支援します。友愛訪問等の奉仕活動を充実させることにより地域での社会貢献を推進し、地域のクラブの魅力を高め、加入を促進します。		
	本計画実施内容		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	奉仕活動延べ参加者数 21,000人	奉仕活動延べ参加者数 24,750人	奉仕活動延べ参加者数 28,500人

イ 高齢者の生きがいと健康づくり事業（高齢福祉課）

事業概要	ゆめクラブ湘南平塚に料理、手芸、音楽、リズム体操等の生きがい教室の開催及びクラブリーダーの育成事業を委託し、高齢者自らが生きがいつくりと健康づくりに取り組むことができるよう支援します。		
	本計画実施内容		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延べ回数 25回 延べ参加者数 750人	延べ回数 28回 延べ参加者数 1,400人	延べ回数 31回 延べ参加者数 1,550人

ウ 健康チャレンジに取り組むための通いの場（サロン）の開催支援
 （地域包括ケア推進課）

重点事業

（【再掲】本計画実施内容等は P. 70）

事業概要	介護予防に取り組むことができるような通いの場（サロン）を運営する住民主体のボランティア団体に補助金を交付することによる支援を行います。
------	---

エ ひらつか元気応援ポイント事業（地域包括ケア推進課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 72）

事業概要	事業の参加を希望する平塚市在住の 65 歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行っていただき、手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納がない方に交付金などを交付します。
------	--

（2）多様な働き方への支援

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加することにより、生きがいの充実を図ることができるよう、アクティブシニア等への情報提供など、多様な就労活動のための支援を行います。

ア ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク

（高齢福祉課・産業振興課）

重点事業

事業概要	ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、高齢者の多様な就労活動の機会創出に向け、シニア向けの就労支援セミナー及び個別相談会を開催します。					
本計画 実施内容	就労活動に役立つ講演やシニア世代の就労に積極的な企業及び介護施設の紹介等を行うほか、参加企業による個別相談会を設け、アクティブシニアをはじめ、就労を希望する高齢者がそれぞれにあった働き方で活躍できるよう就労支援を行います。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	セミナー開催数	2回	セミナー開催数	2回	セミナー開催数	3回
	延べ参加者数	30人	延べ参加者数	60人	延べ参加者数	90人

イ 高齢者雇用及び就労支援情報の発信（産業振興課・高齢福祉課）

事業概要	高齢者雇用及び就労支援に関する法令や制度、また、国・県の関連施策等について、ハローワークや生きがい事業団等関係機関と連携を図りながら、「勤労ひらつか」や本市ホームページ等により情報発信します。		
本計画実施内容	「勤労ひらつか」や本市ホームページ等により高齢者雇用及び就労支援情報の発信を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	「勤労ひらつか」による周知 年1回以上	「勤労ひらつか」による周知 年1回以上	「勤労ひらつか」による周知 年1回以上

ウ 生きがい事業団への支援（高齢福祉課）

重点事業

事業概要	平塚市生きがい事業団は、高齢者が豊かな知識や技術を社会に役立て、就業することにより積極的な社会参加、地域貢献をしていくことを目的として設置運営されています。 請負・委任事業や労働者派遣事業、有料職業紹介事業などの既存事業を拡充する他、新規事業を展開するなど多様な就業機会を確保できるよう平塚市生きがい事業団の事業運営において支援します。		
本計画実施内容	平塚市生きがい事業団では、説明会やセミナーの場を活用したアンケート調査を行うことでニーズを把握し、介護人材の派遣など社会のニーズに合わせた職種の受注拡大に向けて引き続き検討を行います。また、市は平塚市生きがい事業団に対して必要な助言や支援を継続して行うことで、会員数の増員及び多様化する高齢者の就業機会の確保に向けた取組を支援します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	就業延べ人員 142,000人	就業延べ人員 140,000人	就業延べ人員 140,000人

基本目標2 住み慣れた地域で安心のある生活

1 地域ネットワークの充実

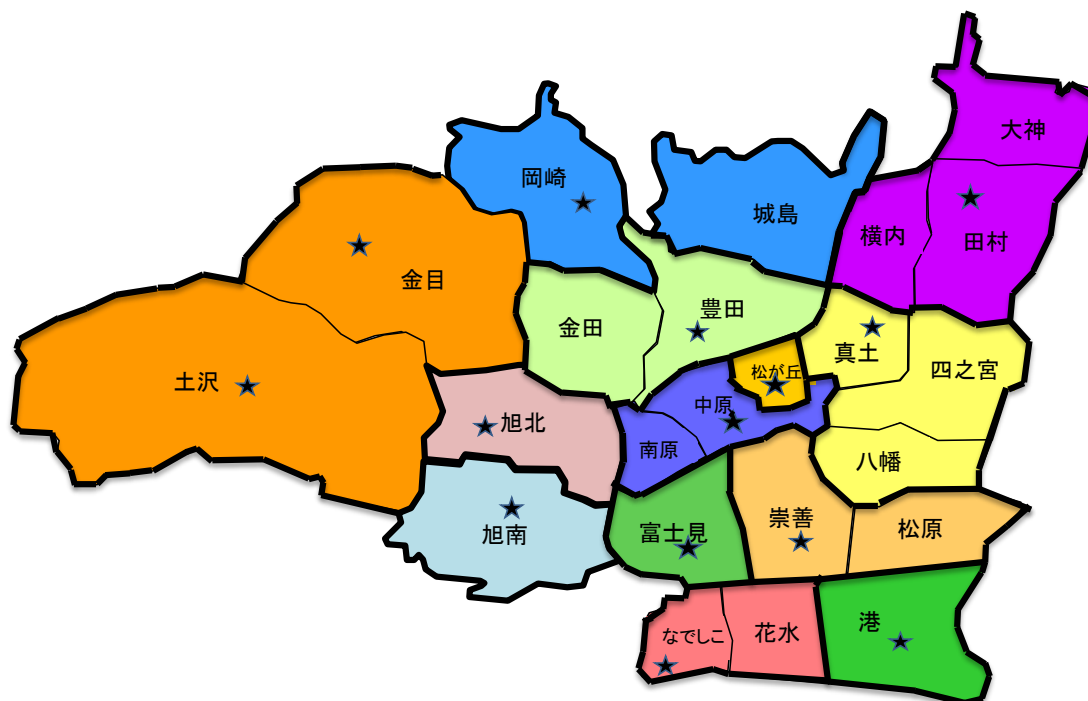
「地域包括ケアシステム」の推進に向け、地域ネットワークの強化を図ることにより医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスを一体化して提供し、住み慣れた地域で安心のある生活を支援します。

(1) 高齢者よろず相談センターの機能強化

高齢者よろず相談センターは、地域包括ケアシステムの中核機関の役割を担い、地域住民や各種団体、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、高齢者を包括的に支援します。高齢者それぞれに適した支援を行うために、介護保険サービスや生活支援サービスなどの公的サービスだけでなく、身近な地域のボランティア団体などのインフォーマルサービスも受けられるように、日頃から地域の情報収集に取り組みます。

本市は、地域包括ケアシステムの推進のために、高齢者よろず相談センターの機能を強化する各種事業を推進します。

図表 4-2 本市の日常生活圏域（令和3年度当初）



★：高齢者よろず相談センターの所在地

図表 4-3 平塚市高齢者よろず相談センター

圏域		名称
圏域1	旭北地区	高齢者よろず相談センターあさひきた
圏域2	旭南地区	高齢者よろず相談センターあさひみなみ
圏域3	城島地区・岡崎地区	高齢者よろず相談センターおおすみ
圏域4	四之宮地区・八幡地区・真土地区	高齢者よろず相談センター倉田会
圏域5	中原地区・南原地区	高齢者よろず相談センターごてん
圏域6	田村地区・横内地区・大神地区	高齢者よろず相談センターサンレジデンス湘南
圏域7	金田地区・豊田地区	高齢者よろず相談センターとよだ
圏域8	金目地区・土沢地区	高齢者よろず相談センターひらつかにし
圏域9	なでしこ地区・花水地区	高齢者よろず相談センター富士白苑
圏域10	富士見地区	高齢者よろず相談センターふじみ
圏域11	松が丘地区	高齢者よろず相談センターまつがおか
圏域12	港地区	高齢者よろず相談センターみなと
圏域13	崇善地区・松原地区	高齢者よろず相談センターゆりのき

ア 高齢者よろず相談センターの認知度の向上（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢化に伴う相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応するため、高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図ります。		
本計画実施内容	高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図るため、高齢者への周知を推進するとともに、民生委員等、高齢者の困りごとがあった際の相談相手になり得る者へ周知することも推進し、高齢者が支援を必要とする際に、自身の地区の高齢者よろず相談センターに滞りなく相談ができるような体制を目指します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	相談件数 21,300件	相談件数 21,560件	相談件数 21,820件

イ ケアマネジャーとの連携強化の支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	介護保険サービスと生活支援サービスの切れ目ない利用支援を行うため、高齢者よろず相談センターとケアマネジャーとの連携強化を支援します。
本計画実施内容	高齢者の生活環境や健康状態等に応じて必要なサービス利用の支援や情報提供を行うため、要介護者にとって身近な相談者であるケアマネジャーの資質向上や連携を図る研修等を開催する高齢者よろず相談センターに対して支援します。

ウ 高齢者よろず相談センター向け研修（地域包括ケア推進課）

事業概要	各高齢者よろず相談センターが、地域の特性を活かしながらも、相談者に対する支援を均一化できるように、相談及び支援をする上で必要な知識を学ぶ研修会を開催します。					
本計画 実施内容	高齢者よろず相談センターの管理者と連携し、高齢者よろず相談センター職員向けの研修を開催します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	研修会開催回数	2回	研修会開催回数	2回	研修会開催回数	2回

エ 講座及びサロンの開催支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	各高齢者よろず相談センターの独自の取組である介護予防や健康講座、高齢者のふれあいの場づくりや、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、閉じこもりを予防するサロンの開催を支援します。					
本計画 実施内容	高齢者よろず相談センターで新規に開催する教室や講座、サロンの立ち上げ・開催に向けて必要に応じた支援を行います。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	講座・サロン開催支援回数	26回	講座・サロン開催支援回数	39回	講座・サロン開催支援回数	52回

オ 地域包括支援センターの運営支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	地域包括支援センター運営協議会により、高齢者よろず相談センターの適切な運営、公正、中立性の確保や評価に努めます。					
本計画 実施内容	適切な会議運営を行い、包括支援センターの運営を支援します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	3回	開催回数	3回	開催回数	3回

カ 事業者指導の実施（地域包括ケア推進課）

事業概要	介護予防支援事業者である市内の高齢者よろず相談センターに対し、集団指導講習会、実地指導等を通じて、法令遵守の周知徹底、サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。		
本計画 実施内容	地域包括支援センター運営協議会の意見等を参考に、施設長会議や管理者連絡会等を通じて、実地指導を含めた適切な指導を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実地指導箇所 2か所	実地指導箇所 2か所	実地指導箇所 2か所

キ 基幹型（機能強化型）センターの設置検討（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	市内包括支援センターの全体調整や研修等の取りまとめ、権利擁護業務等を強化し、他のセンターの後方支援を行うことのできる基幹型センターの設置を検討します。
本計画 実施内容	他市町村の動向や庁内再編等の支援体制を整理し、包括支援センターの機能強化を目的とした基幹型センターの設置に向けた検討、準備を行います。

（2）地域資源との連携強化

それぞれの地域にある地域特有の課題を解決していくため、目的に応じた地域ケア会議を開催するとともに、地域の住民と各種団体と連携の強化を支援するなど、地域のネットワークづくりをより一層進めていきます。

ア 地域のネットワークの構築（福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課）

事業概要	それぞれの地域で特性に合った課題について自主的な取組で解決できる仕組みを、多様な主体が連携を図りながら構築していきます。		
本計画 実施内容	地域の住民が自らの意思で支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組みます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	第2層地域協議体の開催数 64回	第2層地域協議体の開催数 65回	第2層地域協議体の開催数 67回

イ 地域ケア会議の開催（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた1つの手法である地域ケア会議を開催します。		
本計画 実施内容	高齢者個人の課題解決及び、顕在化された地域特有の課題解決を図るための会議を高年齢者よろず相談センターが開催します。市は、研修等の実施により、適宜高年齢者よろず相談センターを支援することで、会議の開催を促進します。また、市全体の課題等を議論する会議を地域包括支援センター運営協議会内で市が開催します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	小地域ケア会議開催数 50回	小地域ケア会議開催数 50回	小地域ケア会議開催数 50回

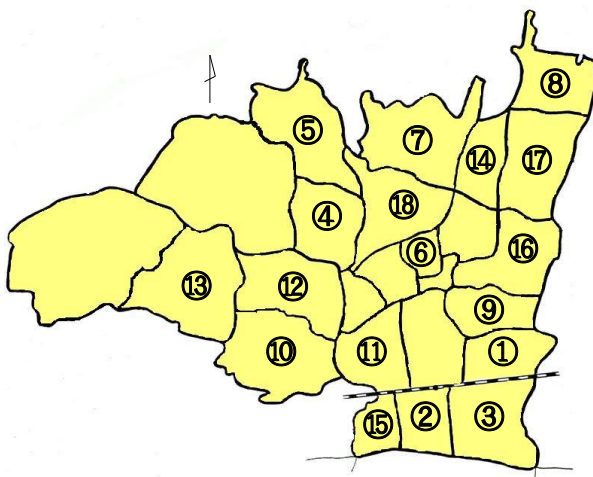
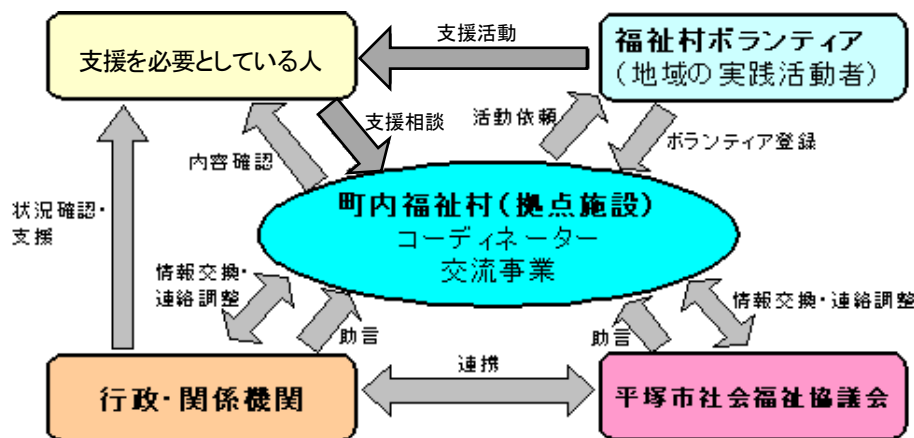
ウ 町内福祉村事業（福祉総務課）

事業概要	地域住民と行政の協働により町内福祉村を各地域に設置し、地域福祉の理念である地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進します。		
本計画 実施内容	現在18地区に設置されている町内福祉村を市内全域の25地区に順次設置することを目標に、各種団体と連携し、町内福祉村の設置及び既存福祉村の運営を支援します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	新設地区数 1地区	新設地区数 — 地区	新設地区数 1地区
	ボランティア登録者数 50人増	ボランティア登録者数 20人増	ボランティア登録者数 50人増

町内福祉村事業

安心して、心豊かに自立した生活を送るためには、介護保険やその他の公的制度によるデイサービスやホームヘルプサービスだけでなく、身近な地域で支え合うことができる仕組みづくりが重要です。町内福祉村はこうした視点から、行政は活動拠点の確保や活動費の補助、情報提供などの環境整備を行い、地域住民は支え合いの実践活動を行っていくものです。町内福祉村は、各地区に拠点を設置し活動を行っており、各拠点では地域の皆さんが気軽に立ち寄れる「居場所」として、身体を動かしながら仲間とのコミュニケーションを楽しむことや、手先を使って作品を完成させることで介護予防に繋がっていく活動などのふれあい交流活動も行っています。

【町内福祉村の仕組み】



- 1 松原地区町内福祉村
- 2 花水地区町内福祉村
- 3 港地区町内福祉村
- 4 いちごの会（金田地区）
- 5 おかざき鈴の里（岡崎地区）
- 6 みんなの広場（松が丘地区）
- 7 城島ふれあいの里（城島地区）
- 8 大神よりきの郷（大神地区）
- 9 八幡地区町内福祉村
- 10 あさひの絆（旭南地区）
- 11 むくもりの家（富士見地区）
- 12 旭北地区町内福祉村
- 13 ひだまりの里（吉沢地区）
- 14 横内スマイル広場（横内地区）
- 15 なでしこ地区町内福祉村
- 16 四之宮地区町内福祉村
- 17 たむら福祉村（田村地区）
- 18 豊田地区町内福祉村（豊田地区）

令和2年10月1日現在

2 医療・介護連携の推進

高齢者よろず相談センターの各圏域における地域資源やニーズの把握を行い、切れ目のない在宅医療及び介護の連携体制を構築します。また、各圏域の特性を踏まえ、関係機関、関係団体にアプローチし、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

(1) 医療・介護連携推進のための支援

医師会と連携して在宅医療の充実に取り組むため、医療と介護の連携に貢献する在宅医療介護連携推進協議会を開催し、情報交換・情報共有を進めます。また、在宅生活を続けるために、入退院時の情報交換・情報共有や在宅での終末期についての普及啓発を図ります。

ア 在宅医療・介護の連携支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	在宅医療介護連携推進協議会を開催し、医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、医療と介護の連携に係る課題の抽出及び課題解決に向けた取組を検討します。協議会での検討結果を生かし、在宅医療・介護連携推進事業を実施していきます。		
本計画実施内容	医療・介護・福祉関係機関への調査等により把握された課題について、解決に向けて必要な取組を検討し、市や在宅医療・介護連携支援センターの事業内容に反映していきます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数 3回	開催回数 3回	開催回数 3回

イ 地域における医療と介護の連携（介護保険課）

事業概要	医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進します。また、要介護（要支援）者の主治医とケアマネジャーの一層の連携を図る仕組みづくりを進めます。
本計画実施内容	「ひらつか地域介護システム会議」の居宅介護支援連絡会を中心に医療と介護の連携を図る仕組みづくりを進めるとともに、居宅介護支援事業所への集団指導講習会において、入院時情報提供書・退院時情報収集書の周知により、一層の普及に努めることで在宅ケアを推進します。

ウ 医療機関とのネットワークづくりの推進（地域包括ケア推進課）

事業概要	医療、介護、生活支援サービスを切れ目なく提供し、入院から退院、在宅への生活の移行が円滑にできるようにするため、市や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等と、医療機関とのネットワークづくりの支援や、情報共有を目的としたツールの活用及び見直しを行います。
本計画 実施内容	ひらつか安心ファイルやひらつかあんしんカード、入院時退院時情報提供書を活用して、高齢者の入退院時に病院、在宅医、ケアマネジャー等の関係機関や親族等が情報を交換・共有できる体制を築きます。また、ICTツールの導入について研究し、効果的な情報共有の在り方を関係機関と検討します。

エ 在宅医療・介護連携支援センターの充実（地域包括ケア推進課）

事業概要	医療・介護関係者からの相談に適切な対応ができるよう、人材確保を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関の協力を得て、運営を行います。		
本計画 実施内容	職員のスキルを高めるために、関係団体の会議や研修に参加し、知識の習得及び相談体制の充実を図ります。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	研修開催回数 2回	研修開催回数 2回	研修開催回数 2回

オ 地域の医療・介護資源の把握及び情報提供（地域包括ケア推進課）

事業概要	医療や介護に係る地域資源の把握及び情報整理を行い、市民や医療・介護等の関係者が必要に応じて活用できるよう情報提供を行います。
本計画 実施内容	日常生活圏域ごとに地域資源の情報を整理します。ホームページでは地図情報等と合わせて情報提供します。

カ 医療・介護従事者向け研修の開催及び開催支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	医療・介護従事者向けに相互理解やスキルアップを図るための研修会等を関係機関と開催します。		
本計画実施内容	医療・介護に携わる専門職が相互の専門性や関連制度を理解し、顔の見える関係づくりができるよう情報交換会や多職種連携研修を開催します。また、地域の医療提供体制や在宅医療の現状について理解を深め、在宅での看取りに必要な知識が得られる機会を増やします。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	研修開催回数 10回	研修開催回数 10回	研修開催回数 10回

キ 市民への普及啓発の実施（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢者とその家族に対し、在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発を行い、「古い」やその先にある「終末期」をどのように迎えるか考える機会を設けます。また、医療や介護サービスの導入が必要になった場合の選択や対応方法の認知度を高めます。		
本計画実施内容	市民向け講演会や交流会を開催するとともに、高齢者よろず相談センター、地域の関係団体等と連携し、リーフレット等を活用して通いの場（サロン）等での普及啓発の機会を増やします。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	講演会等の開催回数 2回	講演会等の開催回数 3回	講演会等の開催回数 4回

ク 在宅介護生活サポート事業（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	在宅生活の延伸や在宅における看取りを支えるため、市民への情報提供を行うとともに、地域の在宅医療及び介護関係者の連携を推進するためのサポート事業を検討し、展開します。
本計画実施内容	住み慣れた地域、住まいで人生の最期を迎えるためには、医療職・介護職が連携してサポートすることが重要です。看取り期に焦点をあてた在宅生活における留意点や必要な支援、対応の仕方などを分かりやすく紹介するサポートガイド等のツールについて研究・作成します。

3 認知症支援策の推進

市民への認知症に対する正しい理解を促進し、認知症があってもなくても同じ社会の一員として共に地域で支え合って暮らしていく事の大切さについて普及啓発に努めます。また、認知症の早期診断・早期治療に向けて、「認知症初期集中支援チーム」を活用して、支援体制の充実を図ります。

地域においては、認知症サポーターや市民後見人養成講座修了者を地域での支え合いや見守り活動に参画してもらえるよう仕組みづくりを行います。

(1) 認知症理解のための普及・啓発

今後、さらに増加すると予想される認知症高齢者及び若年性認知症の方に対する市民の理解を深め、自らも認知症の予防策を学ぶとともに、地域において認知症の人がいきいきと活動し、尊厳が守られ、希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、市民向け講演会や交流会を開催します。

認知症サポーター養成講座を通して地域における認知症の方やその家族への支援などの理解を促進します。

ア 市民への普及啓発・本人発信の支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	市民に対して認知症状やその予防策、発症した際の対応方法、認知症の方やその家族への対応方法などの理解を推進します。また、地域をはじめとしたさまざまな機会において、認知症に関する普及啓発と本人からの情報発信を推進します。					
本計画 実施内容	市民向け講演会や認知症カフェ交流会を開催し、本人からの情報発信を推進するとともに、高齢者よろず相談センターや地域の関係団体等と連携し、リーフレットやケアパス等を活用して地域における通いの場（サロン）等での普及啓発と本人の活躍及び情報発信の機会を増やします。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	講演会開催回数	1回	講演会開催回数	1回	講演会開催回数	1回
	交流会開催回数	1回	交流会開催回数	1回	交流会開催回数	1回

イ 認知症サポーター及びチームオレンジメンバーの養成（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知症サポーター養成講座及び上級研修であるチームオレンジ研修を開催し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーター及び認知症支援のボランティアとして活動していただくチームオレンジメンバー（上級研修修了者）の養成を行うことで、認知症への理解の普及を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。		
本計画実施内容	認知症サポーター養成講座を地域住民や教師、児童や生徒などを対象に公民館や学校等で開催します。また、企業や電気、ガス、水道事業者や高齢者が利用する商店などに向けて認知症サポーター養成講座の開催を推進します。併せて認知症サポーターを対象にチームオレンジ研修を開催します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サポーター養成講座開催数 42回	サポーター養成講座開催数 42回	サポーター養成講座開催数 42回
	サポーター養成者数 1,260人	サポーター養成者数 1,260人	サポーター養成者数 1,260人
	チームオレンジ研修開催数 13回	チームオレンジ研修開催数 13回	チームオレンジ研修開催数 13回
	チームオレンジメンバー養成者数 130人	チームオレンジメンバー養成者数 130人	チームオレンジメンバー養成者数 130人

（2）認知症予防施策の充実

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと生活していけるように認知症予防に関する施策を充実させます。

ア 脳とからだの体操リーダーの養成（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知症予防策を普及啓発するための講師を養成する教室を開催します。		
本計画実施内容	認知症を予防するための脳と身体を使った講座を地域において普及するためのリーダーを養成する教室を、健康チャレンジリーダー養成講座や認知症サポーター養成講座修了者を対象に開催します（3日間で1講座）。また、リーダー同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催講座数 2講座 修了者数 30人	開催講座数 2講座 修了者数 30人	開催講座数 2講座 修了者数 30人

イ 脳いきいき講座事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知機能検査の結果、認知機能の低下のおそれがある高齢者に対し、認知症予防を目的に身体を動かしながら脳を刺激するプログラムを実施します。					
本計画実施内容	認知課題（頭を使った課題）と運動課題（身体を使った課題）を両方同時に行うプログラムに取り組むことによって加齢とともに低下しやすい記憶、認知機能等を向上させる効果が望める事業を開催していきます。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	延べ開催数	2回	延べ開催数	2回	延べ開催数	2回
	延べ参加者数	40人	延べ参加者数	40人	延べ参加者数	40人

(3) 認知症に対する早期対応体制の整備

認知症の早期発見及び早期予防並びに認知症の方の早期からの権利擁護に努めるために、認知症についての相談体制及び成年後見制度の利用支援等の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の方へのアセスメントや家族支援などを行うことにより、予防・早期発見・早期対応のための仕組みづくりを推進します。

ア 若年性認知症を含めた相談支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知症を予防するために、また、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症地域支援推進員が常駐する高齢者よろず相談センターが若年性認知症を含めた認知症相談窓口として対応します。					
本計画実施内容	高齢者よろず相談センターが認知症の相談窓口として対応するとともに、認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて認知症支援向上を推進します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	認知症に関する相談件数	3,100件	認知症に関する相談件数	3,200件	認知症に関する相談件数	3,300件

イ 認知症初期集中支援事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	医師や看護師等を含めた認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員と連携して認知症の方や家族に関わりを持ち、アセスメントや家族支援等により認知症状に対して早期発見、早期対応を図ります。
本計画実施内容	認知症専門医の指揮の下、複数の医療と介護の専門職で構成するチーム員と認知症地域支援推進員とが連携して認知症の方、又は認知症が疑われる方やその家族を訪問し、観察評価を行った上で、早期に認知症の鑑別診断や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。また、地域の医療機関等とも連携し、認知症の適切な治療につなげ自立生活をサポートする体制を確立します。

ウ 認知機能検査の実施（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気付き、予防に繋がります。		
本計画実施内容	高齢者よろず相談センターにて、相談者（プログラム実施希望者）に認知機能検査を実施し、相談者本人が早期に認知機能の低下に気付き、予防活動や適切な医療機関への受診に繋がります。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延べ参加人数 650人	延べ参加人数 780人	延べ参加人数 910人

エ 成年後見制度の利用相談等（高齢福祉課）

【再掲】本計画実施内容等は P. 103

事業概要	成年後見制度に関する情報を提供し、家族や本人が成年後見制度を利用することができるよう相談業務を受けることを通し、成年後見利用支援センター等関係機関と連携して権利擁護の充実を進めます。また、親族がいない場合等には、本人に代わり市長が成年後見人選任の申立手続を行います。さらに、後見人が選任されるまでの間、応急的な事務管理を行う等の支援を行います。
------	--

オ 成年後見制度の利用支援等の充実（福祉総務課）

【再掲】本計画実施内容等は P. 104

事業概要	判断能力が低下している人やその親族等に対する成年後見制度の利用支援や制度の普及啓発を行います。また、市民後見人の養成や地域の中でのネットワーク体制の整備を行います。
------	--

(4) 認知症高齢者の見守り支援

認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の権利擁護の確立に向けて取り組むほか、行政や高齢者よろず相談センターによる見守りだけではなく、地域の住民や企業等も含めた、社会全体で見守る体制を築くための事業を実施します。

ア 権利擁護のための相談支援及び普及啓発（高齢福祉課）

【再掲】本計画実施内容等はP.103)

重点事業

事業概要	認知症などにより判断力が低下したため、権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者に対し、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図り、高齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支援を行います。
------	---

イ チームオレンジの体制整備（地域包括ケア推進課）

重点事業

事業概要	認知症高齢者等を地域で支えるための仕組みとして、チームオレンジの体制づくりを推進します。 メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐ取り組みとなるように工夫します。		
本計画実施内容	認知症サポーター上級研修修了者（チームオレンジメンバー）の各圏域チームによる、認知症の人や家族に対する（外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く等の）生活面の支援を行います。認知症の人もメンバーとしてチームに参加してもらえよう体制づくりをすすめていきます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	支援の活動圏域数 13 か所	支援の活動圏域数 13 か所	支援の活動圏域数 13 か所

ウ 企業との協定に基づく地域見守り活動の促進（高齢福祉課）

事業概要	見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、何らかの異変の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と締結し、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできる街づくりを推進します。		
本計画実施内容	地域での「気づき」による見守り活動を継続するとともに、より多くの事業者が地域見守り活動に参加しやすくなるような仕組みづくりを検討します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	協定締結数 13 か所	協定締結数 14 か所	協定締結数 15 か所

エ 認知症等行方不明SOSネットワークシステム（高齢福祉課）

事業概要	認知症等により一人歩きのおそれがある高齢者について事前に必要事項を登録し、行方がわからなくなってしまった場合に、市が警察署や高齢者よろず相談センター、タクシー会社、郵便局等の協力機関に情報提供を呼びかけ、いち早く保護することに努めます。			
本計画 実施内容	登録者の増加に努めるとともに、登録情報や検索情報の提供先及び利用の仕方を検討し、見守りの充実に繋がります。			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	登録者数 250人	登録者数 275人	登録者数	300人

オ 認知症等行方不明SOS見守りGPS貸与事業（高齢福祉課）

事業概要	認知症等行方不明SOSネットワークシステムに登録している高齢者のうち、希望者にGPS機能付き機器を貸与し、事業者に行方不明時の位置探索を依頼することで早期発見を促します。			
本計画 実施内容	より使いやすいICT機器の導入を検討するとともに、事業のPRに努め、利用者の増加を目指します。			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	利用者数 30人	利用者数 40人	利用者数	50人

カ 認知症個人賠償責任補償制度（高齢福祉課）

事業概要	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用している高齢者を被保険者として、本人が外出時などに他人の財物を壊したり、他人にケガをさせたりしたことで法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる制度を導入します。			
本計画 実施内容	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用している方に認知症個人賠償責任補償制度が付帯される仕組みの導入を目指します。			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	契約者数 20人	契約者数 30人	契約者数	40人

キ 認知症カフェの設置と支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知症の方やその家族が地域の方や専門家と相互に情報交換し、お互いを理解しあう場として、安心して集える居場所を提供します。		
本計画 実施内容	圏域に地域の実情に合わせて認知症カフェの設置を目指します。また、広報活動を行うことや認知症カフェ運営団体同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	新設カフェ数 1か所 交流会開催数 1回	新設カフェ数 1か所 交流会開催数 1回	新設カフェ数 1か所 交流会開催数 1回

4 高齢者生活支援体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう生活支援サービスを提供します。

（1）生活の安心・安全確保

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、地域における安否確認や見守り体制の強化が必要となってきました。また、ひとり暮らし高齢者等が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の日常活動についての援助や支援、経済支援等につながる事業を推進し、その周知に努めます。

ア お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）事業（高齢福祉課）

事業概要	おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び日中独居高齢者世帯に属する方に多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守りと、歩数計機能を利用した健康増進に取り組みます。		
本計画 実施内容	利用者の歩数データを管理し、健康増進につなげます。また、機器を通じた毎日の見守りにより、見守る側の安心も確保します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置数 350 件	設置数 380 件	設置数 410 件

イ 在宅時緊急通報システム事業（高齢福祉課）

事業概要	緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、見守りセンサーの機能を持った緊急通報システム用機器を貸与し、委託先の受信センターが24時間対応できる緊急通報体制を確立して、日常生活の安全を確保します。		
本計画実施内容	ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤独死の防止を図ります。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置者数 120人	設置者数 140人	設置者数 160人

ウ 企業との協定に基づく地域見守り活動の促進（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等はP.91）

事業概要	見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、何らかの異変の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と締結し、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできる街づくりを推進します。
------	--

エ 認知症等行方不明SOSネットワークシステム（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等はP.92）

事業概要	認知症等により一人歩きのおそれがある高齢者について事前に必要事項を登録し、行方がわからなくなってしまった場合に、市が警察署や高齢者よろず相談センター、タクシー会社、郵便局等の協力機関に情報提供を呼びかけ、いち早く保護することに努めます。
------	--

オ 認知症等行方不明SOS見守りGPS貸与事業（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等はP.92）

事業概要	認知症等行方不明SOSネットワークシステムに登録している高齢者のうち、希望者にGPS機能付き機器を貸与し、事業者に行方不明時の位置探索を依頼することで早期発見を促します。
------	---

カ 軽作業代行事業（高齢福祉課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活における軽度な作業等（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）の援助を行うことにより在宅生活の継続を支援します。					
本計画実施内容	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして軽作業を代行し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者人数	100人	利用者人数	105人	利用者人数	110人
	延べ利用時間	600時間	延べ利用時間	630時間	延べ利用時間	660時間

キ 通院介助事業（高齢福祉課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、高齢者の通院の機会を確保し、在宅生活の継続を支援します。					
本計画実施内容	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況等を考慮し、介護保険適用外のサービスとして通院介助を実施し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者人数	12人	利用者人数	13人	利用者人数	14人
	延べ利用時間	120時間	延べ利用時間	130時間	延べ利用時間	140時間

ク 高齢者・障がい者のごみの戸別収集事業（収集業務課）

事業概要	高齢者や障がい者で、ごみを集積所に運ぶことができない世帯を対象に、週1回戸別に可燃ごみ、不燃ごみ、資源再生物の収集を行います。					
本計画実施内容	ごみを戸別に収集するとともに安否確認を実施します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	100人	利用者数	100人	利用者数	100人

ケ 福祉有償運送事業（福祉総務課）

事業概要	介護を必要とする高齢者や障がい者など公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを含む外出を支援するため、福祉有償運送の充実を図ります。
本計画 実施内容	利用者向けの積極的な制度周知に努めます。また、事業所のドライバー確保の一助になるよう、本市が開催する安全運転講習会の積極的な活用を呼びかけます。

コ 住民主体地域内移送推進事業（福祉総務課）

事業概要	地域住民が主体的に実施する、高齢者や障がい者など自力移動困難者等を対象とした地域内における移送を推進することで、自力移動困難者の外出機会、社会参加機会の拡大を図り、地域福祉の増進と高齢者の介護予防を図ります。		
本計画 実施内容	住民が主体となって地域内での移送支援を検討する際、各種情報提供や国、県との調整などについて後方支援を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域内移送支援地区数 延べ2か所	地域内移送支援地区数 延べ3か所	地域内移送支援地区数 延べ3か所

サ ノンステップバス推進事業（交通政策課）

事業概要	高齢者や障がい者等のバスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を推進します。
本計画 実施内容	バス事業者によるノンステップバスの導入を支援します。

シ ユニバーサルデザインタクシー推進事業（交通政策課）

事業概要	高齢者や障がい者等のタクシーを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。
本計画 実施内容	タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。

ス 高齢者サービス情報提供の充実（高齢福祉課）

事業概要	現在広報ひらつか、ホームページ、ガイドブック等を通じて高齢者サービス情報の周知を行っていますが、適宜新しい手段を用いて、効果的な広報を行っていきます。また、高齢者よろず相談センターや各種窓口で必要な情報に触れられるように、市民にアプローチできる場所に働きかけていきます。		
本計画実施内容	現在の広報手段について、必要な情報を必要としている市民に、より効果的に届けられるよう検討します。また、新しい手法についても研究していきます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	「ガイドブック」の発行 1回	「ガイドブック」の発行 1回	「ガイドブック」の発行 1回

（2）要介護者及び家族介護者への支援

要介護者、また、在宅で介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための支援を行います。

ア ふとん乾燥・丸洗い事業（高齢福祉課）

事業概要	在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、年10回の布団の乾燥と年2回の丸洗いのサービスを行い、健康で衛生的な生活を支援します。		
本計画実施内容	高齢者のニーズの把握に努めつつ、より一層周知に努め、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 20人 延べ実施枚数 200枚	利用者数 25人 延べ実施枚数 220枚	利用者数 30人 延べ実施枚数 240枚

イ ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス（高齢福祉課）

事業概要	在宅のねたきり高齢者等で、理髪店や美容院に行くことが困難な方に対し、訪問理容サービス及び訪問美容サービスの費用の一部を助成します。		
本計画実施内容	高齢者のニーズの把握に努めつつ、ねたきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	交付者数 90人 延べ利用回数 200回	交付者数 95人 延べ利用回数 210回	交付者数 100人 延べ利用回数 220回

ウ 家族介護用品支給事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	要介護認定で要介護5と認定された高齢者を在宅で介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。
本計画実施内容	利用者の利便性を向上するために、事業内容の見直しを行います。また、全国的に継続要否が検討されている事業であるため、基準の改正及び体系の変更等、事業のあり方について適宜検討します。

エ 家族介護教室（地域包括ケア推進課）

事業概要	高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催します。
本計画実施内容	介護に関する適切な技術を習得するとともに、介護者同士の交流・情報交換ができる心身ともにリフレッシュすることができる教室の開催を目指します。

オ 家族介護者支援短期入所事業（高齢福祉課）

事業概要	要介護・要支援状態の高齢者を介護している家族が、病気、出産、事故、災害等で介護ができなくなり、介護保険の給付の上限を超えて短期入所を利用せざるを得ないことがあります。その際、家族及び本人による全額実費負担が困難な場合に、介護保険の短期入所の日数を含めて60日を限度に、介護保険を利用した時と同じ程度の負担額で短期入所できるよう支援します。					
本計画実施内容	引き続き事業を実施し、家族の急病や事故、災害等により在宅での介護が困難になった際の短期入所にかかる経済的な負担を軽減します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	10人	利用者数	10人	利用者数	10人
	延べ利用日数	80日	延べ利用日数	80日	延べ利用日数	80日

5 高齢者居住安定確保の推進

高齢者の住まいについて、相談体制の充実を図るとともに、高齢者の多様なニーズに対応した住まいの整備に向けて検討を進めます。

(1) 良質な高齢者向け住まいの供給促進

特別養護老人ホームなどの施設の充実を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅等、良質な高齢者向けの住まいの供給を促進します。

ア 多様な住まい供給促進事業（高齢福祉課）

事業概要	高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者等の生活特性に配慮した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなど多様な施設や住まいが整備されています。 高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業者による多様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。
本計画実施内容	医療・介護・住宅が連携した安心できる施設や住まいの整備を図るため、これらの連携を重視した特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を支援します。

(2) 高齢者が円滑に入居できる体制づくり

高齢者の多様なニーズに応じて、その必要とする住まいや施設に円滑に入居できるような体制づくりを行います。

ア 高齢者の住まいについての相談体制づくり（高齢福祉課）

事業概要	公営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、様々な高齢者のニーズに応じた住まいの情報を市や高齢者よろず相談センターにおいて提供できる体制を整備するとともに、住まい探しの相談会を実施します。					
本計画実施内容	神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の住替えニーズや住宅改修の要望について、一次的な相談を行える体制づくりに努めます。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	相談会開催数	4回	相談会開催数	4回	相談会開催数	4回
	相談者数	20人	相談者数	20人	相談者数	20人

イ 高齢者賃貸住宅円滑入居事業（高齢福祉課）

事業概要	高齢者が住宅の賃貸契約を結ぶ際にネックとなる連帯保証人、身元引受人、死亡に至った際の対応などの問題を解消するための体制づくりに努めます。
本計画 実施内容	神奈川県居住支援協議会等の関係団体と連携し、少額の本人負担で連帯保証人や死亡時の諸手続き代行を行える体制づくりや、高齢者よろず相談センター等と連携し、連帯保証人を必要としない賃貸住宅の情報提供に努めます。

ウ シルバーハウジング生活援助員事業（高齢福祉課）

事業概要	県営の高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が安否確認や生活相談等に応じます。
本計画 実施内容	サービス付き高齢者向け住宅等を充実させる中で、公営の高齢者世話付き住宅の意義について検証します。

エ 市営住宅へ的高齢者居住支援（建築住宅課）

事業概要	高齢者が市営住宅に入居しやすく、また市営住宅で生活が続けられるように支援を行います。		
本計画 実施内容	高齢者が円滑に入居できるよう、市営住宅の入居者募集時に高齢者等への優遇措置を引き続き実施するとともに、住戸内の手摺りやトイレ温水洗浄便座用の電源装置の拡充など、高齢者が安全で快適に生活できるように住環境の整備に努めます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	高齢者等への優遇枠の設置 募集戸数の1割程度	高齢者等への優遇枠の設置 募集戸数の1割程度	高齢者等への優遇枠の設置 募集戸数の1割程度

オ 養護老人ホームへの入所（高齢福祉課）

事業概要	居宅において生活することが困難な日常生活能力のある高齢者が、経済上及び環境上の理由で他の施設を利用できない場合に、市の措置で入所することができる施設です。自立のために必要な指導及び訓練等の援助を行うことにより、入所者の能力に応じた自立した生活の継続を支援します。		
本計画 実施内容	福祉や医療等の専門家で構成される養護老人ホーム入所判定委員会で入所の適否を判断し、入所が適当と判断された者について市が措置を実施します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	被措置者数 70人	被措置者数 70人	被措置者数 70人

基本目標3 いのちと権利を見守る地域社会

1 孤独死の防止に向けた取組の充実

ひとり暮らし調査のデータを活用し、民生委員や高齢者よろず相談センター等と連携し見守りを行い、独居高齢者等が地域で安心して生活できるよう取り組みます。

(1) 見守り活動の推進

「孤独死」を防止するため、見守り事業を充実させるとともに、住民同士の助け合いや企業等の地域社会への貢献を促し、日頃から地域での見守り活動を支援します。

ア ひとり暮らし調査の実施（高齢福祉課）

事業概要	一定年齢以上のひとり暮らし高齢者を把握するため、地域の民生委員児童委員に依頼し、訪問調査を実施します。		
本計画 実施内容	住民基本台帳から一人世帯の高齢者を抽出し、民生委員児童委員が訪問によりひとり暮らし高齢者に該当するかについて全戸調査を行い、生活上の不安を抱える高齢者には、高齢者よろず相談センターが訪問し、見守り体制の強化に努めます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査把握数 7,291 世帯	調査把握数 7,633 世帯	調査把握数 7,975 世帯

イ お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）事業（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 93）

事業概要	おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び日中独居高齢者世帯に属する方に多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守りと、歩数計機能を利用した健康増進に取り組みます。
------	---

ウ 在宅時緊急通報システム事業（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 94）

事業概要	緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、見守りセンサーの機能を持った緊急通報システム用機器を貸与し、委託先の受信センターが 24 時間対応できる緊急通報体制を確立して、日常生活の安全を確保します。
------	---

エ 企業との協定に基づく地域見守り活動の促進（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 91）

事業概要	見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、何らかの異変の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と締結し、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできる街づくりを推進します。
------	--

オ 地域のネットワークの構築（福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 81）

事業概要	それぞれの地域で特性に合った課題について自主的な取組で解決できる仕組みを、多様な主体が連携を図りながら構築していきます。
------	--

カ 新たな見守り体制の構築（高齢福祉課）

事業概要	これまでの見守りに加え、対面によらないコミュニティ等を活用した見守り体制の構築を進めます。
本計画実施内容	SNS等対面によらないコミュニティへの関わりを積極的に推奨し、これらを活用した見守り体制を検討します。

キ 高齢者の消費者被害の未然防止（市民情報・相談課）

事業概要	消費者被害の未然防止や救済に向け、高齢者本人に加え、見守る人に対しても、さらなる注意喚起などの取組を進めます。		
本計画実施内容	高齢者本人及びその親族、また民生委員、地域包括支援センターなどの高齢者を見守る人に対し、啓発チラシや出前講座などにより、消費者トラブルについて注意喚起を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	啓発チラシの発行 年2回以上	啓発チラシの発行 年2回以上	啓発チラシの発行 年2回以上

ク 終末期に向けた権利擁護推進事業（高齢福祉課）

（【再掲】本計画実施内容等は P. 104）

重点事業

事業概要	終焉に向けて本人の希望に沿った支援が行えるよう、関係機関等との支援体制を構築し、権利擁護の推進を図ります。
------	---

2 権利擁護事業の充実

高齢者の権利を守る取組として、認知症の発症や死亡後の不安を抱える独居高齢者等を対象とした支援策を検討します。また虐待や消費者被害などの権利侵害を防ぐため、高齢者よろず相談センター等の相談支援機能強化を図り、権利擁護体制の確立に向け取り組めます。

(1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進

高齢者の日常生活を支える権利擁護事業として、成年後見制度に関する次の事業を推進します。

ア 権利擁護のための相談支援及び普及啓発（高齢福祉課）

重点事業

事業概要	認知症などにより判断力が低下したため、権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者に対し、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図り、高齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支援を行います。		
本計画実施内容	高齢者よろず相談センター等による相談業務で、権利擁護の視点に立った支援を行います。成年後見制度や平塚市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用を促し、公的支援である介護保険サービスや生活支援サービスのほか、インフォーマルサービスを活用するなど、地域と協力して日常生活を支援していきます。また、制度周知のため出張講座や講演会等を開催し、普及啓発を行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	権利擁護講演会 年2回実施	権利擁護講演会 年2回実施	権利擁護講演会 年2回実施
	相談件数 21,300件	相談件数 21,560件	相談件数 21,820件

※ 相談件数：高齢者よろず相談センターにおける相談数

イ 成年後見制度の利用相談等（高齢福祉課）

事業概要	成年後見制度に関する情報を提供し、家族や本人が成年後見制度を利用することができるよう相談業務を受けることを通し、成年後見利用支援センター等関係機関と連携して権利擁護の充実を進めます。また、親族がいない場合等には、本人に代わり市長が成年後見人選任の申立手続を行います。さらに、後見人が選任されるまでの間、応急的な事務管理を行う等の支援を行います。
本計画実施内容	高齢者よろず相談センター等における相談業務において、日常生活について権利擁護事業による支援を必要とする方に対して成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用や成年後見利用支援センターの活用等を促し、その生活を支援します。

ウ 成年後見制度の利用支援等の充実（福祉総務課）

事業概要	判断能力が低下している人やその親族等に対する成年後見制度の利用支援や制度の普及啓発を行います。また、市民後見人の養成や地域の中でのネットワーク体制の整備を行います。		
本計画実施内容	平塚市成年後見利用支援センターを拠点とし、相談業務等により制度の利用支援を行います。また、関係団体等への講演会や出張講座の開催により、制度の普及啓発を図るとともに、市民後見人の養成講座の開催及び講座修了者に研修等も実施することで後見活動等の質の向上を図ります。さらに、中核機関を設置し、ネットワーク構築やチーム支援などを行います。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	後見センターの認知度 —	後見センターの認知度 —	後見センターの認知度 15%

エ 終末期に向けた権利擁護推進事業（高齢福祉課）

重点事業

事業概要	終焉に向けて本人の希望に沿った支援が行えるよう、関係機関等との支援体制を構築し、権利擁護の推進を図ります。		
本計画実施内容	自分らしい人生を生き、終末期を迎えられるように支援するため、高齢者よろず相談センター等における相談業務や出張講座、講演会等でエンディングノート等を活用した普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、緊急時等に本人の意思を反映した支援が行える体制を充実させ、高齢者の権利擁護を推進します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	各包括で事業実施 年13回以上	各包括で事業実施 年13回以上	各包括で事業実施 年13回以上

(2) 高齢者虐待防止のための取組

高齢者虐待の防止、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者へ普及啓発活動を行うとともに、虐待が発生したときの早期対応・早期解決ができるよう体制づくりを行います。

ア 高齢者虐待の知識等の普及啓発（高齢福祉課・介護保険課）

事業概要	高齢者虐待の予防、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者等を対象とし、積極的に普及啓発を実施していきます。		
本計画 実施内容	パンフレットやポスターを作成し、関係機関と相談窓口に配架します。また、関係機関や施設従事者に向けて定期的な研修を実施します。地域住民に向けては、高齢者よらず相談センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行うなど、継続的に、かつ、効率よく普及啓発が行える方法を検討し、実施していきます。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	各包括で事業実施 年13回以上	各包括で事業実施 年13回以上	各包括で事業実施 年13回以上

イ 高齢者虐待に対する支援ネットワークづくり（高齢福祉課）

事業概要	虐待防止ネットワーク協議会において、高齢者虐待の早期発見や早期対応、予防的取組支援に向けた体制づくりを行います。		
本計画 実施内容	虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。虐待対応検証機関として、協議会構成員で組織される実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、ネットワーク協議会において情報共有を行い、予防的取組支援方法について検討します。		
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会 年2回開催	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会 年2回開催	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会 年2回開催

ウ 高齢者虐待の相談体制の充実（高齢福祉課）

事業概要	高齢者虐待を予防し、また発生時に早期に対応するため、高齢者よろず相談センター及び関係機関が円滑に連携し、平準的かつ対応者に差がない継続的な支援を行います。また弁護士の法律相談を活用し、法的根拠に基づいた対応を行います。				
	高齢者虐待対応マニュアルを継続的に検証し、対応者による差が生じないようにします。また、虐待解消までの対応について、進捗管理体制を整えます。高度に法律的な判断が必要となった際に、適時、弁護士等専門家に相談し助言を受け、支援者への迅速な判断と対応を行います。				
本計画 実施内容	令和3年度				
	令和4年度				
活動指標	令和5年度				
	検証会	年1回開催	検証会	年1回開催	検証会

エ 高齢者虐待に関わる職員の資質向上（高齢福祉課）

事業概要	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関と情報を共有し、職員に対して高齢者虐待に関する研修を行います。		
	高齢者虐待に関わる職員を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。		
本計画 実施内容	令和3年度		
	令和4年度		
活動指標	令和5年度		
	実務検討会議	実務検討会議	実務検討会議
	年1回以上	年1回以上	年1回以上

オ 虐待を受けた高齢者に対する支援（高齢福祉課）

事業概要	虐待対応マニュアルに基づき、虐待が解消するまで支援をします。また、虐待を受け保護を必要とする高齢者について、施設等にスムーズに保護をします。				
	虐待の中心機関である市・高齢者よろず相談センターの対応及び虐待対応マニュアルの検証を行い、虐待防止ネットワーク協議会において、関係機関を交えた検証機関としての実務検討会議を設置します。保護をする施設等との連絡会を設け、保護ルールの検証を定期的に行い、保護を必要とする高齢者をスムーズに保護するなど、高齢者虐待の解消に向けた支援を行います。				
本計画 実施内容	令和3年度				
	令和4年度				
活動指標	令和5年度				
	検証会	年1回開催	検証会	年1回開催	検証会

カ 養護者への支援（高齢福祉課）

事業概要	虐待のリスクのある家庭への予防的支援について検討します。虐待をした、又はするおそれのある養護者に必要な支援体制についても検討します。
本計画 実施内容	虐待対応の事例検証の中で、養護者が虐待に至った要因を分析し、予防的な支援の在り方を検討します。また、その中から施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討を行い、関係機関との連絡調整を行う等適切な支援を実施します。

キ 施設従事者等による虐待の防止（高齢福祉課・介護保険課）

事業概要	施設従事者等による虐待を防止するため、市の支援体制を整えます。また、施設入所サービス等を提供する事業者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行ってはならないこととされています。高齢者が尊厳を持って生活することができるように、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。
本計画 実施内容	施設従事者等による虐待対応のための対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づき支援体制の充実を図ります。施設従事者等による虐待対応を防止及び予防するため、施設等関係機関に向けて定期的な研修を行うよう検討します。市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」の介護保険施設連絡会と連携を図るほか、実地指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。

3 災害に対する取組の推進

災害発生時に備えて、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域における避難支援の体制づくりを推進します。また、福祉避難所の開設・運営方法を確立し、福祉関連施設の新設時に受入れに関する協定を締結するなど、避難行動要支援者の更なる安心・安全確保に努めます。また、近年の災害発生状況等を踏まえ、介護事業所等における災害に対する備えの取組を支援します。

(1) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者対策として、次の事業を推進します。

ア 避難行動要支援者支援制度の推進

(災害対策課・福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・介護保険課)

事業概要	令和2年2月に策定した「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」に基づき、新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。
本計画 実施内容	新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。

イ 福祉避難所等の確保及び充実

(高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・福祉総務課・災害対策課)

事業概要	小、中学校等の一般の避難所での生活が困難な方の受入れ施設として、市の福祉施設や県立の特別支援学校を福祉避難所として指定し、社会福祉施設等とも受入れに関する協定を締結します。
本計画 実施内容	協定を締結している福祉避難所の管理者と協議の場を設けるほか、災害時の具体的な避難者の受入れ方法等について、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に基づく施設ごとのマニュアルを改訂します。同時に、新規に開設する社会福祉施設と協定を締結し、受入れ施設の更なる充実に努めます。

(2) 避難体制への支援

ア 災害情報の提供及び避難体制への支援

(高齢福祉課・地域包括ケア推進課・介護保険課・災害対策課)

事業概要	高齢者の命と生活を守るため、高齢者一人ひとりが平常時から備えるための取組を支援します。
本計画 実施内容	県や市の防災担当部局と連携し、高齢者への適切な情報発信及び情報提供を実施するとともに、事業者指導等を活用し、介護事業所等の避難体制の構築に向けた支援を行います。

基本目標4 人に寄り添う介護サービス

1 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が介護サービスを安心して利用できるように、介護保険制度の周知や事業者情報の提供、事業者への指導・助言、ケアマネジャーなどへの支援、施設等への介護サービス相談員の派遣などにより、介護サービスの質の向上を促進します。また、安定した介護サービスの提供に向け、関係機関と連携した就職相談会などにより、多様な介護人材の確保に努めるとともに、介護のイメージアップや職場環境の改善等を支援し、介護保険事業の円滑な実施に努めます。

(1) 情報提供の充実

情報提供の充実を図るため、次の事業を推進します。

ア 介護保険制度の趣旨の普及・啓発（介護保険課）

事業概要	サービス利用者へ介護保険制度やサービス内容について十分理解していただくため、各種広報媒体を使った情報提供や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携により制度の周知に努めます。
本計画 実施内容	令和3年度の制度改正に対応したガイドブックを作成し、要介護・要支援認定の新規申請時に配布するほか、高齢者よろず相談センター、公民館等で配布します。また、引き続き広報紙、ホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体を利用した情報提供や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携を図り、制度周知に努めます。

イ 事業者情報提供の充実（介護保険課）

事業概要	利用者が的確かつ安心して居宅介護支援事業者やサービス提供事業者を選択できるように、事業者に関する情報提供の充実を図ります。
本計画 実施内容	介護保険サービス事業所一覧について、毎月更新し、ホームページに掲載するとともに、窓口に設置し配布するほか、介護サービスの情報公表制度の周知、また、パンフレット、ホームページなどにより事業者に関する情報提供を行います。

(2) サービスの質の向上

介護サービスの質の向上を図るため、次の事業を推進します。

ア 介護給付の適正化への取組（介護保険課）

事業概要	介護給付の適正化を図るため、介護給付適正化主要5事業を神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等の利用により、定期的に把握しながら実施し、質の高い介護サービスの提供に努めます。				
本計画 実施内容	神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等を活用し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を実施します。				
活動指標	要介護認定の 適正化	ケアプランの 点検	住宅改修等の 点検	縦覧点検・医療 情報との突合	介護給付費通 知
	全件	年 37 件	年 15 件	年 4 回	年 4 回

イ 事業者への指導・支援の実施（介護保険課）

事業概要	集団指導講習会、実地指導等を通じて、法令遵守の周知徹底を図り、市内のケアマネジャー等に研修を行いサービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。また、介護分野の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。
本計画 実施内容	地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して、集団指導講習会、実地指導を計画的に行い、神奈川県指定の事業者に対しても適宜、神奈川県平塚保健福祉事務所と合同で実地指導を実施し、適切な契約締結など法令遵守の周知徹底に努めます。 さらに、ケアマネジャー等事業者への研修体制を充実させ、サービスの質の向上に努めます。また、介護事業所からの提出書類等の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。

ウ 介護サービス提供事業者との連携（介護保険課）

事業概要	介護保険制度の趣旨を理解し、良質な事業展開を行うために必要とされる情報を提供し、事業者相互間の連携調整や情報の共有化を図り、各種サービスの円滑な実施や質の向上を目指します。
本計画 実施内容	市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」において、9つの事業者別連絡会（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所サービス、福祉用具・住宅改修、介護保険施設、グループホーム、小規模多機能）を開催するとともに、事業者には制度の趣旨に関する情報提供を行います。

エ 相談・苦情体制の充実（介護保険課）

事業概要	高齢者が安心して適正なサービスを利用できるよう、相談・苦情体制の充実を図ります。
本計画 実施内容	利用者が様々な疑問や苦情等を気軽に相談できるように相談窓口の充実を図るとともに、ホームページ等により介護保険に対する相談や苦情の対応の仕組みや受付窓口をわかりやすく周知します。 介護サービスの相談・苦情について、サービス提供事業者、担当のケアマネジャーと連携するとともに、神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会などの関係機関とも連携を図り、解決に努めます。

オ 介護サービス相談員の派遣（介護保険課）

事業概要	介護老人福祉施設等の施設・居住系サービスを中心に介護サービス相談員の派遣を推進します。
本計画 実施内容	利用者の日常的な不安や不満の解消を図るため、介護サービス相談員を施設等に派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安などを直接聴き、施設等の担当者との意見交換を行うなどの取組を進めることにより、施設等と利用者の橋渡し役となって介護サービスの質の向上に努めます。

カ 要介護認定の円滑な実施体制の充実（介護保険課）

事業概要	介護サービスを必要とする利用者を適正に認定するため、要介護・要支援認定の実施体制の充実を図ります。
本計画 実施内容	要介護認定申請件数の増加を見据え、要介護認定調査や介護認定審査会が遅滞なく円滑に実施できる体制の整備に努めます。また、認定調査員や介護認定審査会委員に対し研修等を実施し、質の向上と公平・公正な運営を図ります。

(3) 介護人材の確保及びスキルアップ

高齢化による介護ニーズの拡大等に伴い、担い手となる介護職員の不足は大きな課題であり、介護サービス事業及び地域支援事業等に携わる人材を安定的に確保していく必要があるため、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

介護の専門職としての「人」に着目して、市内の介護事業所において、優しく温かみのある職員が育つよう、市としてできる取組を行います。

ア 介護のイメージアップへの取組（介護保険課）

重点事業

事業概要	様々な機会をとらえ、介護業界の実情を効果的に広く情報発信し、介護のイメージアップを図ります。
本計画 実施内容	介護業界のあまり知られていない良い面などをPRする動画を作成し、ホームページやイベント等様々な機会に広く情報発信することにより、介護のイメージアップを図ります。

イ 介護職場の魅力発信事業（介護保険課）

事業概要	介護職場の魅力アピールするため、事業所でいきいきと働く介護職員を紹介するとともに、介護人材募集等に関する情報を発信します。
本計画 実施内容	ホームページ等を活用して、「うちのピカイチ☆職員」を紹介するとともに、「カイゴ・しごと・ガイド」により、介護事業所を広く紹介し、介護職場の魅力発信を行います。

ウ 多様な業務の担い手確保（介護保険課）

重点事業

事業概要	事業所における介護職以外の業務に関する人材のニーズを集約し、地域やアクティブシニア等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。
本計画 実施内容	事業所における介護職以外の経理・調理・送迎等の業務に関する人材のニーズを集約し、勤務形態、給与面などを含めた情報を、ひらつか元気応援ポイント事業登録者及び平塚市生きがい事業団会員を始めとしたアクティブシニアや地域等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。

エ 就職相談会・事業所見学会の実施（介護保険課・高齢福祉課）

事業概要	ハローワーク平塚等と連携し、介護の仕事に就きたい人が就労につながるよう努めます。
本計画 実施内容	ハローワーク平塚等と連携し、介護事業所の見学会・就職相談会を実施することで、就労希望者と介護事業所のマッチングを行います。

オ 介護入門的研修の実施（地域包括ケア推進課・介護保険課）

事業概要	日常生活援助に係る介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施し、キャリアアップを促進します。
本計画 実施内容	既存の研修との統合等を検討するとともに、ひらつか元気応援ポイントの利用者等の介護に関心があり、さらに研修を受け本格的に介護職場で活躍したい方に対し、掃除、洗濯、調理、買い物など日常生活援助を行うための介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施します。

カ 管理者等への職場環境改善事業（介護保険課・産業振興課）

事業概要	事業所を運営する管理者等に対し、職場環境の改善につながる研修等を行います。
本計画 実施内容	ひらつか地域介護システム会議や産業振興部の事業と連携し、職場環境の改善につながる、管理者等への研修等を実施します。

キ 介護職員への定着支援（介護保険課）

重点事業

事業概要	介護職員への相談体制の確立や職員間の交流の場の創設等により、介護職員への定着支援を行います。
本計画 実施内容	ひらつか地域介護システム会議等と連携し、就職後間もない若手職員を対象に、事業所を超えた交流の場を創設します。また、介護職員が悩み等を気軽に相談でき、問題解決につながる助言や働きかけができる外部の相談窓口の設置を検討します。

ク ICT化、介護ロボット導入促進（介護保険課）

事業概要	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化が図られるよう業務のICT化、介護ロボットなどの活用を支援します。
本計画 実施内容	介護従事者の身体的負担軽減、業務の効率化に向け、国や県の補助制度を活用し、介護事業所における業務のICT化や介護ロボット導入を促進します。

ケ 介護職員初任者研修受講の促進（介護保険課）

事業概要	介護職のスキルアップや定着支援に向け、介護職員初任者研修の受講を促進します。					
本計画 実施内容	介護職員初任者研修の受講を促進し、研修修了後、市内事業所へ一定期間就労した者を支援することで、新たな人材の確保とサービスの質の向上を図ります。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助件数	5件	補助件数	5件	補助件数	5件

コ 若い世代へのすそ野拡大（介護保険課）

事業概要	若い世代に対し、高齢者への理解や介護の必要性を認識できる環境づくりに努めます。					
本計画 実施内容	職場体験等を通し、若い世代が介護の仕事を体験することにより、高齢者理解や介護の必要性について実体験として学ぶ機会を創出します。					

サ 外国人材確保への取組（介護保険課）

事業概要	外国人材の介護分野への参入に向け、効果的に就労につながる事業を実施します。					
本計画 実施内容	外国人の就労に係る関係団体と連携し、外国人就労者向けの面接会や就職相談会の実施を検討します。また、事業者向けに外国人材の受け入れ制度や、円滑な受け入れに関する説明会等を開催するとともに、既に外国人を雇用している事業所の見学会等を実施します。					

シ 介護職員等宿舍借上げ支援事業（介護保険課）

事業概要	災害協定を締結している介護保険事業者等に対し、多様な人材の確保、定着化及び働きやすい環境づくりを支援します。					
本計画 実施内容	介護職員等の宿舍の借上げを支援し、多様な人材の受け入れや発掘を促進するとともに、人材の確保定着につながるよう支援します。					
活動指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助件数	2件	補助件数	2件	補助件数	2件